

国富町地域防災計画

令和7年3月
[改訂]

国富町防災会議

目次

頁

第1編 総論

第1章 総則	1
第1節 国富町地域防災計画の目的	1
第2節 計画の基本方針	1
第3節 計画の構成	2
第4節 用語の定義	3
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	4
第1節 各機関の実施責任	4
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3節 住民の責務	16
第4節 減災に向けた住民運動の展開	16
第5節 位置及び地勢	17
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応	18
第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	18
第2節 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正	18

目次

頁

第2編 共通対策編

第1章 基本的考え方	1
第1節 基本的考え方	1
第2章 災害予防計画	2
第1節 災害に強い地域づくり、まちづくり	2
第1款 道路等交通関係施設の整備と管理	2
第2款 ライフライン施設の機能確保	2
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	6
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	6
第2款 活動体制の整備	7
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会）	11
第4款 医療救護体制の整備	13
第5款 緊急輸送体制の整備	14
第6款 避難収容体制の整備	15
第7款 備蓄に対する基本的な考え方	20
第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	21
第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	24
第10款 要配慮者に係る安全確保体制等の整備	25
第11款 防災関係機関の防災訓練の実施	29
第12款 災害復旧・復興への備え	31
第3節 住民の防災活動の促進	32
第1款 防災知識の普及	32
第2款 自主防災組織等の育成強化	34
第3款 ボランティアの環境整備	37
第4款 地区防災計画の策定	39
第5款 災害教訓の伝承	40
第3章 災害応急対策計画	41
第1節 活動体制の確立	41
第1款 町災害対策本部等の設置	41
第2款 職員の参集及び動員	43
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	45
第1款 災害情報の収集・連絡	45
第2款 通信手段の確保	53
第3節 広域応援活動	56
第1款 地方公共団体による広域的な応援体制	56
第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	58
第4節 救助・救急及び消火活動	62
第1款 救助・救急活動	62
第2款 消火活動	63

目 次

	頁
第5節 医療救護活動	66
第1款 医療機関による医療救護活動	66
第2款 医療救護活動の実施	66
第3款 搬送体制の確保	66
第4款 医薬品等の供給	67
第5款 医療情報の確保等	67
第6款 重大事故等突発的災害時の救急医療対策	67
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	70
第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	70
第2款 陸上輸送体制の確立	71
第7節 避難収容活動	75
第1款 避難誘導の実施	75
第2款 避難所の開設、運営	79
第3款 被災者の把握	83
第4款 避難生活環境の確保	84
第5款 要配慮者への配慮	85
第6款 応急住宅の確保	89
第7款 広域避難及び広域一時滞在	91
第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	93
第1款 食料の供給	93
第2款 飲料水の供給及び給水の実施	94
第3款 生活必需品の供給	95
第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	97
第1款 保健衛生対策の実施	97
第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施	98
第3款 災害廃棄物処理	99
第4款 環境対策の実施	102
第10節 行方不明者等の捜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動	103
第1款 行方不明者及び遺体の捜索	103
第2款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施	103
第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	105
第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	105
第2款 物価の安定、物資の安定供給	106
第3款 帰宅困難者対策	106
第12節 公共施設等の応急復旧活動	107
第1款 町有通信施設等の応急復旧	107
第2款 公共土木施設等の応急復旧	107
第13節 ライフライン施設の応急復旧	109
第1款 ライフライン途絶時の代替対策	109
第2款 ライフライン施設の応急復旧	109
第14節 被災者等への的確な情報伝達活動	111
第1款 被災者・住民への的確な情報伝達	111

目 次

	頁
第 2 款 相談窓口の設置	112
第 3 款 住民等からの被災者の安否確認について	112
第 1 5 節 自発的支援の受入れ	113
第 1 款 ボランティア活動の受入れ	113
第 2 款 義援物資、義援金の受入れ	115
第 1 6 節 災害救助法の適用	117
第 1 款 災害救助法の適用	117
第 1 7 節 文教対策	120
第 1 款 学校教育対策	120
第 2 款 文化財保護対策	123
第 4 章 災害復旧・復興計画	125
第 1 節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	125
第 1 款 被害が比較的軽い場合の基本的方向	125
第 2 款 被害が甚大な場合の基本的方向	125
第 2 節 迅速な現状復旧の進め方	126
第 1 款 公共施設災害復旧事業計画	126
第 2 款 激甚災害の指定	127
第 3 節 計画的復興の進め方	129
第 1 款 災害復興対策本部の設置	129
第 2 款 災害復興方針・計画の策定	129
第 3 款 災害復興事業の実施	129
第 4 節 被災者の生活再建等の支援	130
第 1 款 被災者への広報及び相談窓口の設置	130
第 2 款 生活確保資金の融資等	130
第 3 款 税対策等による被災者の負担の軽減	140
第 4 款 住宅確保の支援	141
第 5 款 災害復興基金の設立	142
第 5 節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	143
第 1 款 中小企業の復興支援	143
第 2 款 農林水産業の復興支援	143

目次

頁

第3編 風水害等対策編

第1章 災害特性	1
第1節 基本的考え方	1
第2節 本町における風水害の根拠	1
第3節 災害の想定	3
第2章 風水害予防計画	4
第1節 風水害に強いまちづくり	4
第1款 風水害に強いまちづくり	4
第2款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）	8
第3款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編）	8
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	9
第1款 災害発生直前における体制の整備	9
第2款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）	13
第3款 活動体制の整備（共通対策編）	13
第4款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会） （共通対策編）	13
第5款 医療救護体制の整備（共通対策編）	13
第6款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	13
第7款 避難収容体制の整備（共通対策編）	13
第8款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）	13
第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備 （共通対策編）	13
第10款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）	13
第11款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）	13
第12款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）	13
第13款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）	13
第3節 住民の防災活動の促進	14
第3章 風水害応急対策計画	16
第1節 災害発生直前の対応	16
第1款 警報等の伝達	16
第2款 避難誘導の実施	25
第3款 災害の未然防止対策	27
第2節 活動体制の確立	28
第1款 町災害対策本部等の設置	28
第2款 職員の参集及び動員	28
第3節 水防対策	29
第1款 水防計画	29
第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保（共通対策編）	33
第5節 広域応援活動（共通対策編）	33
第6節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）	33

目 次

	頁
第 7 節 医療救護活動（共通対策編）	33
第 8 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）	33
第 9 節 避難收容活動（共通対策編）	33
第 10 節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）	33
第 11 節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）	33
第 12 節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動 （共通対策編）	33
第 13 節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等 に関する活動（共通対策編）	33
第 14 節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）	33
第 15 節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）	33
第 16 節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）	33
第 17 節 自発的支援の受入れ（共通対策編）	33
第 18 節 災害救助法の適用（共通対策編）	34
第 19 節 農林水産物応急対策計画	34
第 20 節 文教対策（共通対策編）	35
第 4 章 災害復旧・復興対策	36
第 1 節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）	36
第 2 節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）	36
第 3 節 計画的復興の進め方（共通対策編）	36
第 4 節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）	36
第 5 節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）	36

第4編 地震災害対策編

第1章 地震の想定と震災対策	1
第1節 震災対策の基本的考え方	1
第2節 想定被害と被害想定	2
第1款 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要	2
第2章 地震災害予防計画	5
第1節 地震に強いまちづくり	5
第1款 都市防災構造の強化	5
第2款 建築物の安全化	6
第3款 地盤災害防止対策の推進	9
第4款 河川・ため池・治山・砂防施設の整備と管理	11
第5款 道路等交通関係施設の整備と管理（共通対策編）	12
第6款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編）	12
第7款 危険物等施設の安全確保	12
第8款 防災基盤・施設等の緊急整備	13
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	14
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	14
第2款 活動体制の整備（共通対策編）	14
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会） （共通対策編）	14
第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）	14
第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	14
第6款 避難収容体制の整備	14
第7款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）	14
第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備 （共通対策編）	14
第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）	15
第10款 要配慮者に係る安全確保体制の整備（共通対策編）	15
第11款 二次災害防止体制の整備	15
第12款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）	16
第13款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）	16
第3節 住民の防災活動の促進	16
第1款 防災知識の普及	16
第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）	17
第3款 ボランティアの環境整備（共通対策編）	17
第4款 地区防災計画の策定（共通対策編）	17
第5款 災害教訓の伝承（共通対策編）	17

目 次

	頁
第3章 地震災害応急対策計画	18
第1節 活動体制の確立	18
第1款 町災害対策本部等の設置	18
第2款 職員の参集及び動員	19
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	20
第1款 災害情報の収集・連絡	20
第2款 通信手段の確保（共通対策編）	28
第3節 広域応援活動（共通対策編）	29
第4節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）	29
第5節 医療救護活動（共通対策編）	29
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	29
第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）	29
第2款 陸上輸送体制の確立	29
第7節 避難収容活動（共通対策編）	30
第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）	30
第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）	30
第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動 （共通対策編）	30
第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等 に関する活動（共通対策編）	30
第12節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）	30
第13節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）	30
第14節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）	30
第15節 二次災害の防止活動	31
第1款 水害、土砂災害対策	31
第2款 建築物等の倒壊対策	32
第3款 爆発及び有害物質による二次災害対策	33
第4款 宅地等の崩壊対策	35
第16節 自発的支援の受入れ（共通対策編）	36
第17節 災害救助法の適用（共通対策編）	36
第18節 文教対策（共通対策編）	36
第19節 農林水産関係対策	36
第1款 農産物応急対策	36
第2款 家畜応急対策	37
第3款 林産物応急対策	37
第4款 水産物応急対策	37
第20節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	38
第1款 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の 防災対応について	38
第2款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の 防災対応について	38
第3款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の 防災対応について	40

目 次

	頁
第4章 地震災害復旧・復興計画	41
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）	41
第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）	41
第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）	41
第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）	41
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）	41

第5編 道路災害対策編

第1章 基本的考え方等	1
第1節 基本的考え方	1
第2節 本町における道路概況	1
第2章 道路災害予防計画	2
第1節 道路交通の安全のための情報の充実	2
第2節 道路施設等の管理と整備	2
第1款 事故災害等発生防止のための措置	2
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	3
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	3
第2款 活動体制の整備	4
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会） （共通対策編）	4
第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）	4
第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	4
第6款 訓練、研修等の実施	4
第4節 道路利用者に対する防災知識の普及	4
第3章 道路災害応急対策計画	5
第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	5
第1款 災害情報の収集・連絡	5
第2款 通信手段の確保	5
第2節 活動体制の確立	5
第1款 町の活動体制の確立	5
第3節 広範な応援体制の確立	6
第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保	6
第5節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）	7
第6節 医療救護活動（共通対策編）	7
第7節 道路施設の応急復旧	7
第8節 関係者等への的確な情報伝達活動	7
第9節 高速自動車道災害対策計画	8

目 次

頁

第 6 編 大規模な火事災害対策編

第 1 章 基本的考え方等	1
第 1 節 基本的考え方	1
第 2 章 大規模な火事災害予防計画	2
第 1 節 大規模な火事に強いまちづくり	2
第 1 款 大規模な火事に強いまちの形成	2
第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	4
第 1 款 情報の収集・連絡体制の整備（共通対策編）	4
第 2 款 活動体制の整備（共通対策編）	4
第 3 款 消火体制の整備	4
第 4 款 医療救護体制の整備（共通対策編）	4
第 5 款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	4
第 6 款 避難収容体制の整備（共通対策編）	4
第 7 款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）	4
第 3 節 住民の防災活動の促進	5
第 1 款 防災知識の普及	5
第 2 款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）	5
第 3 章 大規模な火事災害応急対策計画	6
第 1 節 活動体制の確立	6
第 1 款 町の活動体制の確立	6
第 2 節 災害情報の収集・連絡	6
第 1 款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置	6
第 2 款 災害情報の収集・連絡	7
第 3 節 広域応援活動（共通対策編）	8
第 4 節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）	8
第 5 節 医療救護活動（共通対策編）	8
第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）	8
第 7 節 避難収容活動	8
第 8 節 被災者等への的確な情報伝達活動	8
第 4 章 大規模な火事災害復旧・復興計画	9
第 1 節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）	9
第 2 節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）	9
第 3 節 計画的復興の進め方（共通対策編）	9
第 4 節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）	9
第 5 節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）	9
第 6 節 事後の監視等の実施	9

目次

頁

第7編 林野火災対策編

第1章 基本的考え方等	1
第1節 基本的考え方	1
第2章 林野火災予防計画	2
第1節 林野火災に強い地域づくり	2
第1款 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進	2
第2款 防火機能を有する林道、森林の整備	2
第3款 監視体制の強化	2
第4款 林野所有（管理）者への指導	2
第5款 林野火災特別地域対策事業の推進	3
第2節 災害防止のための気象情報等の充実	3
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策の備え	4
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	4
第2款 活動体制の整備	4
第3款 消火体制の警備	4
第4節 住民の防災活動の促進	5
第1款 防災知識の普及、予防啓発活動	5
第2款 防災訓練の実施	5
第3章 林野火災応急対策計画	6
第1節 活動体制の確立	6
第2節 災害情報の収集・連絡	7
第1款 火災通報	7
第2款 林野火災通報等連絡系統	7
第3款 林野火災マップによる情報の連絡	8
第3節 広域応援活動（共通対策編）	8
第4節 救助・救急及び消火活動	8
第1款 地上防御	8
第2款 空中消火	9
第3款 救助・救急活動（共通対策編）	12
第5節 医療救護活動（共通対策編）	12
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動（共通対策編）	12
第7節 住民等の避難及び救助対策	12
第1款 入山等の実施の把握	12
第2款 避難誘導	12
第8節 被災者等への的確な情報伝達活動	13
第9節 二次災害の防止活動	13

目 次

頁

第 8 編 原子力災害対策編

第 1 章 基本的考え方等	1
第 1 節 基本的考え方	1
第 2 節 基礎とすべき災害の想定	2
第 3 節 防災関係機関の業務の大維	2
第 2 章 原子力災害予防計画	3
第 1 節 情報の収集・連絡体制等の整備	3
第 2 節 応急体制の整備	3
第 3 節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備	4
第 4 節 住民への健康相談体制の整備	4
第 5 節 住民等への的確な情報伝達	4
第 6 節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発	5
第 7 節 防災訓練の実施	5
第 3 章 原子力災害応急対策計画	6
第 1 節 基本方針	6
第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	6
第 3 節 活動体制の確立	7
第 4 節 住民等への的確な情報伝達活動	8
第 5 節 住民避難等の防護活動	8
第 6 節 医療及び健康相談の実施	9
第 4 章 原子力災害復旧・復興計画	10
第 1 節 風評被害等の影響軽減	10
第 2 節 住民健康相談	10
第 3 節 放射性物質による環境汚染対策	10

目次

頁

資料編

1. 災害危険箇所・被害想定関連

資料1	災害危険箇所の状況	1
(1)	河川	2
(2)	地すべり	4
(3)	急傾斜地(自然)	5
(4)	土石流	16
(5)	溜池	19
資料2	重要水防箇所一覧	25
(1)	国土交通大臣が管理する河川における重要水防箇所	25
(2)	知事が管理する河川における重要水防箇所	26
資料3	防災重点農業用ため池一覧	27
資料4	大淀川水系洪水浸水想定区域図	28
資料5	土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	31
資料6	国富町防災マップ	37
資料7	国富町ため池ハザードマップ	47
資料8	地震被害想定(「宮崎県地震・津波及び被害の想定について (令和2年3月)」より)	52
資料9	国富町大規模盛土造成地マップ	55

2. 施設関連

資料10	危険物等取扱施設の状況	57
(1)	給油取扱所	57
(2)	屋内貯蔵所	57
(3)	移動タンク貯蔵所	57
(4)	地下タンク貯蔵所	57
(5)	一般取扱所	57
(6)	屋外タンク貯蔵所	58
資料11	緊急時ヘリコプター離着陸場	59
資料12	消防施設等の状況	60
(1)	消防施設等の状況	60
(2)	国富町消防団組織図	61
資料13	救出用資機材及び重機等の保有状況	62
資料14	避難場所及び避難路	63
(1)	指定緊急避難場所・指定避難所	63
(2)	福祉避難所	63
(3)	避難路	64
資料15	社会福祉施設等の状況	65
(1)	社会福祉施設等	65
(2)	国富町介護保険事業所等一覧	65
資料16	医療関係機関の状況	69
資料17	医薬品等の調達先	70

目 次

	頁
資料 18 遺体収容所	70
資料 19 遺体処理施設	70
資料 20 災害危険区域内の要配慮者利用施設	71
(1) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	71
(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	71
3. 災害応急対策関連	
資料 21 国富町災害対策本部組織図	72
資料 22 国富町災害対策本部事務分掌	72
資料 23 火災・災害等即報_第 4 号様式 (その 1) (災害概況即報)	79
資料 24 火災・災害等即報_第 4 号様式 (その 2) (災害状況即報)	82
資料 25 被害状況判定基準	85
資料 26 防災無線の使い方及び無線電話番号等	88
資料 27 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書	93
資料 28 災害救助法による救助の程度・方法及び期間	94
資料 29 火災・災害等即報_第 1 号様式 (火災)	97
4. 条例・協定関連	
資料 30 防災関連条例及び各種協定等	98
(1) 国富町防災会議条例	98
(2) 国富町災害対策本部条例	100
(3) 宮崎県市町村防災相互応援協定	101
(4) 宮崎県消防相互応援協定書	103
(5) 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	105
(6) 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領	107
(7) 宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準	109
(8) 防災関係協定・覚書一覧	111